

令和 5 年度

PTA 総会要項



令和 5 年 4 月 14 日（金）～4 月 21 日（金）午後 4 時

竜神中学校 HP にて WEB 審議

豊田市立竜神中学校 PTA

令和5年度 PTA総会 次第

< 議 事 >

第1号議案 令和4年度 事業報告について

第2号議案 令和4年度 会計決算 並びに 会計監査報告について

第3号議案 竜神中学校 PTA 会則及び後援会会則

第4号議案 令和5年度 役員・会計監査の選出について

第5号議案 令和5年度 事業計画案について

第6号議案 令和5年度 予算案について

令和4年度 事業報告

月	日	曜	実施事項	内 容	企画推進			場所		参加者				
					竜 神 中 P T A	竜 神 中 学 校	竜 神 コ ミ ュ ニ テ ィ	ブ ロ ッ ク P T A	県 市 P 連 J r 他	竜 神 中 学 校	交 流 館	その 他	8 役	地 区 委 員 A
4	18	月	WEB総会	事業報告、次年度計画	○						○	○	○	○
	23	土	予定者研修会	新役員・委員へのPTA活動概要説明 新旧役員最終引継	○					○		○	○	○
			定例会	活動検討	○					○		○		
5	7	土	定例会	交通安全立哨活動実施について検討	○					○		○		
	21	土	全体会	交通安全立哨活動実施について説明	○					○		○	○	○
6	12	日	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール			○				○	○		
	13	月	交通立哨	各地区にて立哨活動実施	○						○	○	○	○
7	9	土	定例会	個人情報保護法に基づく会則検討	○					○		○		
9	3	土	定例会	推薦委員会確認・会則の改定検討	○					○		○		
	9	金	西三河地区 拡大家庭教育推進協議会	家庭教育支援のあり方を協議・検討				○			○	△		
10	8	土	全体会	ジュニアクラブ廃止の経緯と変更内容について説明	○					○		○	○	○
			推薦委員会	令和5年度PTA新役員・委員選出	○					○		○	○	
11	5	土	教育対話集会	子供の健全育成のため意見交換					○		○	△		
	7	月	交通立哨	各地区にて立哨活動実施	○					○	○	○	○	○
	16	水	第1回 竜神中学校区 コミュニティ・スクール連絡会議	各校の様子・地域学校共働本部の実践報告			○			○		△		
			第1回 竜神中学校教育協議会	教育活動・地域連携型部活動について説明		○				○		○		
	26	土	定例会	交通安全立哨報告・次年度役員選出について検討	○					○		○		
12	10	土	年末の安全なまちづくり市民大会	防犯講演会					○		○	△		
	11	日	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール			○				○	○		
1	28	土	全体会	個人情報保護法に基づく会則改定案の説明						○		○	○	○
				令和5年度PTA新役員・委員確認	○					○		○	○	○
2	18	土	定例会	役員予定者研修会について資料確認・検討	○					○		○		
3	4	土	役員予定者研修会	新役員・委員へのPTA活動概要説明	○					○		○	○	○
			引継会	令和4年度役員から令和5年度役員への引継（8役）	○					○		○		
	10	金	第2回 竜神中学校区 コミュニティ・スクール連絡会議	各校の様子・地域学校共働本部の実践報告			○			○		△		
			第2回 竜神中学校教育協議会	教育活動・地域連携型部活動について報告		○				○		○		
4	14	金	WEB総会	事業報告、次年度計画	○						○	○	○	○

△会長のみ参加

令和4年度 PTA会計決算書

豊田市立竜神中学校PTA

○ 収入総額 3,015,810 円
 ○ 支出総額 2,164,444 円
 ○ 差引残高 851,366 円

(収入内訳)

項目	予算額	決算額	増減	備考
繰越金	1,016,310	1,016,310	0	
会費	2,016,000	1,999,500	-16,500	教員43人、前期624人、後期623人
雑収入	0	0	0	
合計	3,032,310	3,015,810	-16,500	

(支出内訳)

款項目	予算額	決算額	増減	備考
総務費	310,000	91,365	-218,635	
会議費	80,000	5,836	-74,164	教育懇談会費用等
印刷・消耗・通信費	120,000	20,419	-99,581	事務用品、通信、輸送等
慶弔費	30,000	0	-30,000	香料・弔電等
負担費	80,000	65,110	-14,890	市・県P連会費等
事業費	1,080,000	830,388	-249,612	
総務部費	70,000	0	-70,000	運営費等
広報活動部費	130,000	0	-130,000	竜神中だより等
成人教育部費	10,000	0	-10,000	活動費等
交通安全部費	10,000	0	-10,000	活動費等
学年委員会費	80,000	49958	-30,042	学年行事補助等
進路対策費	40,000	25,652	-14,348	進路指導補助等
研究奨励費	320,000	377,490	57,490	購読図書・情報教育補助等
環境整備費	420,000	377288	-42,712	緑化、校内整備、熱中症対策等
奨励費	860,000	949,639	89,639	
学校行事費	340,000	482,717	142,717	各種行事、活動援助等
卒業記念品費	170,000	166,400	-3,600	卒業記念品
教科部活動費	350,000	300,522	-49,478	各教科必要物品等
予備費	782,310	293,052	-489,258	プール日よけ、玉入れ器具
合計	3,032,310	2,164,444	-867,866	

会計監査の結果、適切に処理されていることを認めます。

令和 5年 3月 11日

会計監査

神原 愛
豊田 春美

令和4年度 後援会会計決算書

豊田市立竜神中学校 P T A

○ 収入総額	1,318,973 円
○ 支出総額	1,231,580 円
○ 差引残高	87,393 円

<収入内訳>

項目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
繰越金	195,771	195,771	0	
会費	1,176,000	1,123,200	-52,800	前期557家庭 後期379家庭
雑収入		2	2	利息
合計	1,371,771	1,318,973	-52,798	

<支出内訳>

項目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
部活動費	660,000	566,108	-93,892	部活動用具等 他
教育推進費	200,000	101,437	-98,563	行事補助 他
環境整備費	0	0	0	施設修繕 他
負担金	500,000	564,035	64,035	部活動大会参加費 他
その他事業費	11,773	0	-11,773	生徒指導補助 他
予備費	0	0	0	
合計	1,371,773	1,231,580	-140,193	

<差引残高>

収入計	1,318,973 円
支出計	1,231,580 円
差引残高	87,393 円

残金

87,393 円は次年度へ繰り越し

会計監査の結果、正確かつ適正であったことを認めます。

令和 5 年 3 月 11 日

会計監査

榎原 愛

会計監査

塩田 春美

令和4年度 P T A特別会計 決算書

- 収入総額 261,234円
- 支出総額 47,810円
- 差引残高 213,424円

【収入内訳】

(円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	63,563	
資源回収収益・補助金	32,630	資源回収収益
やまのぶ補助金	6,300	やまのぶより
AIG保険補助金	158,741	AIG保険より
合計	261,234	

【支出内訳】

(円)

項目	金額	備考
教育活動支援費	47,260	学校賠償責任保険料
その他	550	振込手数料
合計	47,810	

【差引残高】

$$261,234\text{円} - 47,810\text{円} = 213,424\text{円}$$

会計監査の結果、正確かつ適正であったことを認めます。

令和5年3月11日

令和4年度P T A会計監査

神原 翔

令和4年度P T A会計監査

塙田 春美

豊田市立竜神中学校PTA会則

【名称および事務局】

第1条 本会は豊田市立竜神中学校PTAと称し、事務局を竜神中学校内に置く。

【会員の構成と権利】

第2条 本会の会員は、目的に賛同する竜神中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者と教員で構成される。

第3条 すべての会員は、平等の権利と義務を有する。

【本会の目的】

第4条 本会は会員が相互に協力して、家庭と社会において、生徒の福祉を増進することを目的とする。(※福祉とは幸せや豊かさ)

【本会の活動】

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 各地区の相互連絡を密にし、家庭・学校及び社会における生徒の福祉を増進する活動。
- (2) 生徒の安全と健康の増進ならびに教育環境整備のための活動。
- (3) PTA活動の振興を図るための研究と広報活動。
- (4) 生徒を取り巻く社会問題について研究協議する活動。
- (5) その他目的達成に必要な活動。

【他団体との協力】

第6条 本会は、生徒の福祉を増進のために活動する他の団体や機関と協力する。

【本会の会費】

第7条 会費は、教員と会員一世帯につき月額250円とし、集金は学期単位とする。

【本会の会計処理】

第8条 本会に関わる会計の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第9条 本会の会計処理年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【役 員】

第 1 0 条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

(1) 役員及び会計監査 (11名) ※以降、上部役員と呼ぶ

会長	1名
副会長	4名 (内1名は教員とする)
書記	2名 (内1名は教員とする)
会計	2名 (内1名は教員とする)
会計監査	2名

※役員は他の役員、会計監査を兼ねることはできない。

(2) 地区委員A (20名)

総地区委員長	1名 (各地区代表の中から選出し兼務する)
代表地区委員長	4名 (各地区代表の中から選出し兼務する)
各地区代表	20名 (行政区毎に1名)

※各地区単位で生徒数が多い場合は、補助役員を各地区にて選出する。

(但し、PTA地区委員は代表1名のみとする。)

※各地区単位で生徒数が少ないと場合は、地区委員Bと兼務でも可とする。

(3) 地区委員B (20名)

総地区委員長	1名 (各地区代表の中から選出し兼務する)
各地区代表	20名 (行政区毎に1名)

第 1 1 条 役員および会計監査の候補者選出については、役員・会計監査推薦委員会で行う。

第 1 2 条 役員および会計監査は、総会の承認を得て決定する。

第 1 3 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の諮詢に応じる。

【上部役員の任務】

第 1 4 条 上部役員の任務は次のとおりとする。

会長	会務を総理し、本会を代表する。
副会長	会長を補佐し、会長に事故があったときは職務を代行する。
書記	会議、その他重要事項を記録保管する。
会計	会計事務を処理する。
会計監査	会計経理を明確に監査する。

※各役職のあて職については、PTA内規で定める。 (内規1)

【地区委員Aの任務】

第 1 5 条 地区委員Aの任務は次のとおりとする。

総地区委員長 地区委員会の総理と役員・会計監査推薦委員長を務める。

代表地区委員長 代表地区の総理と役員・会計監査推薦委員を務める。

地区委員 地区情報を共有し地区の取り纏め及び活動の参加依頼と役員・会計監査推薦委員を務める。

※役員・会計監査推薦委員会運営方法は、PTA内規で定める。 (内規2)

【地区委員Bの任務】

第 1 6 条 地区委員Bの任務は次のとおりとする。

総地区委員長 地区委員会Bの総理を務める。

地区委員 自治区と連携し、生徒の地区でのボランティア活動をサポートする。

【役員の任期】

第 1 7 条 役員および会計監査の任期は1年とし再任を妨げない。

【機関の体系】

第 1 8 条 機関の体系は以下とし、各機関で条項を定める。

- | | |
|----------|--------------------|
| ① 総会 | (全会員) |
| ② 役員会 | (上部役員) |
| ③ 地区委員会A | (地区委員A) |
| ④ 地区委員会B | (地区委員B) |
| ⑤ 全体委員会 | (上部役員・地区委員A・地区委員B) |
| ⑥ 特別委員会 | (会長指名者) |

第 1 9 条 各機関は顧問および教員の出席を要請し、意見や見解を求めることができる。

【① 総 会】

第 2 0 条 総会は全会員で構成され本会の最高決議機関とする。

第 2 1 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月、臨時総会は全体委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

第 2 2 条 以下の事項は総会で審議し、承認または決議されなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 決算報告
- 3) 監査報告（記載内容の適正を正しく監査するため2名で行う。）
- 4) 事業計画
- 5) 予算
- 6) 役員および会計監査の選出（推薦委員会の結果を報告する。）
- 7) 規約の改廃

第 2 3 条 総会の定足数は過半数とし、決議は過半数の賛成により可決される。

第 2 4 条 決議は、次のいずれかの方法に基づき実施すること。

- 1) 招集による決議
- 2) 書面（電子的記録を含む）による決議

【② 役員会】

第 2 5 条 役員会は、上部役員で構成され全体委員会で提案する議案を作成する他、本会の運営上緊急事項の処理にあたる。

第 2 6 条 役員会は、本会の執行機関とし、会長が招集し開催する。

第 2 7 条 役員会で提案された議案は全体委員会で審議し承認されなければならない。

【③ 地区委員会A】

第 2 8 条 地区委員会Aは、20地区で構成され委員会で情報共有を行う。

第 2 9 条 地区委員会Aは、総地区委員長Aが招集し開催する。

【④ 地区委員会B】

第 3 0 条 地区委員会Bは、20地区で構成され委員会で情報共有を行う。

第 3 1 条 地区委員会は、総地区委員長Bが招集し開催する

【⑤ 全体委員会】

第 3 2 条 全体委員会は、総会に次ぐ議決機関として活動の議案の議決及び情報共有と展開を行う。

第 3 3 条 全体委員会は、上部役員、地区委員A、地区委員Bで構成する。

第 3 4 条 全体委員会は、役員会が必要と判断された時に会長が招集し開催する。

第 3 5 条 全体委員会は、総会及び全体委員会で承認された事項を忠実に執行する。

【⑥ 特別委員会】

第 3 6 条 特別委員会は、本会の目的及び活動を行うために、会長が必要と認めたときに置く。

【弔　　辞】

第 3 7 条 会員または会員の家族に弔事等が生じたときは、以下に示す内容に準じて弔意をあらわすものとする。

第38条 香料等の経費については、PTA本会計費から支出する。

区分	香料ほか	会葬	その他
生徒	10,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	PTA役員	弔問、通夜
生徒の父母	5,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	同上	同上
教職員	5,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	同上	同上

※その他必要な場合は、(校長の指示のもと)教頭が会長と協議する。

※生花の名札は「豊田市立竜神中学校PTA」とする。

※弔事が生じた場合、教頭が会長に連絡し、会長から役員に連絡をとる。

なお、香料等の手配については、教頭が行う。

【遵守事項】

第39条 他のいかなる団体の機関の干渉も受けず、また特定の政党や宗教にも関与しない。

第40条 本会または、この会の役員の名で公私の選挙に立候補する、又は候補者を推薦しない。

第41条 学校の人事や管理にはいっさい干渉しない。

【個人情報の取り扱い】

第42条 本会の円滑な運営を図るため、利用目的を明確にした上で会員・生徒の個人情報を取得する。

[利用目的]

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) PTA関連文書の送付
- (3) 役員並びに会計監査、会員等の名簿の作成
- (4) 委員、役員選出等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載

第43条 本会における個人情報の管理者は会長、取扱者は役員・事務局とする。

第44条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となつた個人情報は、管理者立会いの下で適正かつ速やかに廃棄するものとする。

附 則

この会則は昭和48年5月11日より実施する。

昭和49年4月22日一部改正 第9条、第28条、および細則第1条

昭和50年4月15日一部改正 第31条 会費150円→200円

昭和52年4月16日一部改正 第31条 会費200円→150円

昭和53年4月23日一部改正 第23条、第24条、および細則第7条

昭和58年4月30日一部改正 第23条 生徒補導部→生徒育成部

昭和58年4月30日一部改正 第31条 会費150円→250円

平成16年4月17日一部改正 第24条以下

令和 3年4月17日一部改正 組織改正による会則の見直し
令和 4年4月22日一部改正 ジュニアクラブ廃止に伴う役職名の見直し
令和 5年4月21日一部改正 個人情報の取り扱いの追加

豊田市立竜神中学校後援会 会則

【名称および事務局】

第 1 条 本会は豊田市立竜神中学校後援会と称し事務所を本校内に置く。

【本会の目的】

第 2 条 本会は豊田市立竜神中学校教育振興のために後援することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的に賛同し、その達成に協力する人をもって組織する。

【本会の事業】

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校施設の充実をはかる。
- 2 生徒の部活動の振興と教育活動の推進に協力する。
- 3 その他必要な事業を行う。

【本会の会費】

第 5 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の諸収入をもってこれにあてる。

会費は実家庭で月額 1 口 200 円とする。(1 口以上)

【本会の会計処理】

第 6 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

【役 員】

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| 会長 | 1 名 | PTA 会長が兼ねる。 |
| 副会長 | 若干名 | PTA 副会長が兼ねる。 |
| 会計 | 1 名 | PTA 会計が兼ねる。 |
| 監事 | 2 名 | PTA 会計監査が兼ねる。 |
| 委員 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |

第 8 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を総理し、会議を召集し、司会をする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理をする。
- 3 監事は会計の監査にあたり、その年度の会計を監査し、総会で報告する。
- 4 委員は委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

【役員の任期】

第10条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

【本会の審議】

第11条 総会は全会員で構成され本会の最高決議機関とする。

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月、臨時総会は役員が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき会長が召集する

第13条 以下の事項は総会で審議し、承認または決議されなければならない。

- 1) 予算と計画事業
- 2) 決算と実施事業
- 3) 監査報告（記載内容の適正を正しく監査するため2名で行う。）
- 4) 会則の改定

第14条 総会の定足数は過半数とし、決議は過半数の賛成により可決される。

第15条 決議は、次のいずれかの方法に基づき実施すること。

- 1) 招集による決議
- 2) 書面（電子的記録を含む）による決議

付 則

本会則は昭和58年4月30日より実施する。

平成31年4月 一部改正・第5条・第8条・第9条
令和 3年4月 会則の見直し 【本会の審議】の明確化

令和5年度PTA役員名簿

■役員会

役 職	氏 名	地区名
会 長	山本 帆波	緑ヶ丘
副会長	教 頭	竜神中学校
副会長A	窪田 尊之	本町
副会長B	菅野 謹子	住吉A
副会長C	澤田 典子	中町B
書 記	小川 清美	東田A
	教務主任	竜神中学校
会 計	川崎 知美	聖心
	校務主任	竜神中学校
会計監査 A	西脇 清美	竜神
会計監査 B	榎原 愛	竹元B
顧 問	校 長	竜神中学校

■地区委員会 A・B

大地区名	中地区名	小地区名	総地区 委員長 A	地区 委員長 A	地区委員 A	総地区 委員長 B	地区委員 B
竹村 A	竹元	竹元 A	窪田 由加里	窪田 由加里	片桐 正之	塚本 美由紀	高田 幸子
		竹元 B			廣川 いずみ		廣川 いずみ
	中町	中町 A			鬼頭 仁美		鈴木 美樹
		中町 B			細野 裕子		今村 幸子
	西田	西田			太田 真実		太田 真実
	広田	広田			窪田 由加里		杉浦 良太
	宝・竜神	宝		近藤 尚美	岩月 雅子		鶴田 茜
		竜神			久井 真樹		岩月 美由紀
	竹町・住吉	竹町			近藤 尚美		野中 由梨
		住吉 A			深尾 和恵		生田 起代
		住吉 B			加藤 いづほ		柴田 智美
山之手	東田	東田 A	伴 清生	伴 清生	西田 祐華子	塚本 美由紀	新谷 晶子
		東田 B			伴 清生		田浦 八重子
	緑ヶ丘	緑ヶ丘			本多 久美		長谷川 礼子
土橋	土橋	土橋 A	堀 健二	堀 健二	鈴木 美和	塚本 美由紀	上田 明子
		土橋 B			杉森 菜摘		加藤 郁恵
		曙			平田 紫織		楠田 あゆみ
	清水団地	清水団地			加藤 里香		塚本 美由紀
	聖心	聖心			堀 健二		城戸 幸以
	本町	本町			落合 致奈佳		鈴木 夕香

令和5年度PTA事業計画（案）

月	実施事項	内容	備考
3	役員・委員 予定者研修会 PTA総会準備	新役員・委員へのPTA活動研修 資料展開 会計監査・資料作成	旧役員からの引継ぎも実施
4	入学式 PTA総会準備 PTA総会 役員会	行事支援 来賓受付・駐車場誘導等 資料の作成と確認 審議結果の確認 第1回 年間計画の共有と各活動の進め方の議論	令和4年度役員にて実施 昨年度同様に電子にて審議 ・交通安全・広報・成人教育 ※闘竜祭駐車場交渉の確認
5	役員会 闘竜祭（体育祭） 市P連総会	第2回 各活動の推進と情報共有 行事支援 駐車場誘導等 対象：新旧の市P連役員と理事のみ	※闘竜祭支援確認 紙面及び電子で審議
6	役員会 地域環境美化活動	第3回 各活動の推進と情報共有 各地域で実施	
7	役員会	第4回 各活動の推進と情報共有	
8	役員会	第5回 各活動の推進と情報共有	※推薦委員会準備
9	地域環境美化活動	各地域で実施	
10	役員会 虹竜祭（文化祭）	第6回 各活動の推進と情報共有 行事支援 駐車場誘導等	※虹竜祭支援確認 ※推薦委員会開始
11	役員会	第7回 各活動の推進と情報共有	
12	役員会	第8回 各活動の推進と情報共有	※次期役員名簿提出
1	役員会	第9回 各活動の推進と情報共有	※役員・委員予定者研修準備
2	役員会 予定者研修会	第10回 各活動の推進と情報共有 新役員・委員へのPTA活動研修	予定者研修会準備 旧役員からの引継ぎも実施
3	卒業式 PTA総会準備	行事支援 来賓受付・駐車場誘導等 会計監査・資料作成	
4	入学式 PTA総会準備 PTA総会	行事支援 来賓受付・駐車場誘導等 資料の作成と確認 審議結果の確認	令和5年度役員にて実施 ※実施方法は要検討

※地区委員の出席は、役員会で協議し地区委員へ連絡を行う。

令和5年度 PTA会計予算(案)

第6号議案

豊田市立竜神中学校PTA

○ 収入総額 2,840,366 円

(収入内訳)

項目	予算額	備考
繰越金	851,366	
会費	1,989,000	250円×12か月×(620+43)
雑収入	0	
合計	2,840,366	

○ 支出総額 2,840,366 円

(支出内訳)

款項目	予算額	備考
総務費	310,000	
会議費	80,000	教育懇談会費用等
印刷・消耗・通信費	120,000	事務用品、写真、通信、輸送等
慶弔費	30,000	香料、弔電等
負担費	80,000	市・県P連会費等
事業費	1,050,000	
総務	70,000	運営費、各種総会研修会旅費等
広報活動費	130,000	竜神中だより等
成人教育費	10,000	活動費
交通安全費	10,000	活動費
学年委員会費	70,000	学年行事補助等
進路対策費	40,000	進路指導補助等
研究奨励費	320,000	購読図書・情報教育補助等
環境整備費	400,000	校内緑化、校内整備、熱中症対策等
奨励費	860,000	
学校行事費	370,000	各種行事、活動援助等
卒業記念品費	170,000	卒業記念品
教科部活動費	320,000	各教科必要物品等
予備費	620,366	
合計	2,840,366	

令和5年度 後援会会計予算（案）

豊田市立竜神中学校 P T A

○ 収入総額 1,161,395 円

<収入内訳>

項目	予算額(円)	備考
繰越金	87,393	
会費	1,074,000	前期530家庭 後期365家庭
雑収入	2	利息
合計	1,161,395	

○ 支出総額 1,161,395 円

<支出内訳>

項目	予算額(円)	備考
部活動費	400,000	部活動用具等 他
教育推進費	90,000	行事補助 他
環境整備費	0	施設修繕 他
負担金	580,000	部活動大会参加費 他
その他事業費	10,000	生徒指導補助 他
予備費	81,395	
合計	1,161,395	

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河に囲まれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切にして、
豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上に努めましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。